

P E T ボトル区分に係る P E T ボトルに充てんされる商品について

今般、容器包装リサイクル法施行規則を改正し、飲料又はしょうゆ以外の商品を充てんするための P E T ボトルであっても以下の要件を満たすものについては、容器包装区分上 P E T ボトルに区分されるものに追加することとしたところであり、具体的な商品は主務大臣が指定することとしたところである。

その商品が充てんされた P E T ボトルが広く流通している

その商品を充てんするために使用されている P E T ボトルが延伸性を有し繊維にまで再生できるものであり、再生利用に適している

これらの商品が充てんされた P E T ボトルについては、簡単な洗浄で内容物が洗い出され残存物・残香がほとんど残らない

飲料又はしょうゆ以外に、その商品を充てんした P E T ボトルが広く流通しているものとしては、調味料を充てんする P E T ボトルが考えられる（別紙参照）。

また、調味料を充てんする P E T ボトルは、化粧品や医薬品を充てんするための P E T ボトルと異なり、延伸性を有するポリエチレンテレフタレートが原料として使用されていると考えられる。

これらの調味料のうち、以下の商品については、従前から指定されていた飲料又はしょうゆと同等の洗浄容易性が認められることから、これらの商品を P E T ボトル区分に係る P E T ボトルに充てんされる商品として主務大臣が指定することとする。

（1）みりん風調味料

飲料（酒類（焼酎・みりん等））と比較的性状が類似しており、粘度が比較的低く、残香の程度も比較的低い。

（2）食酢

飲料（食酢飲料）と比較的性状が類似しており、粘度が比較的低く、残香の程度も比較的低い。

（3）調味酢

飲料（食酢飲料）と比較的性状が類似しており、粘度が比較的低く、残香の程度も比較的低い。

（4）しょうゆ加工品

しょうゆと比較的性状が類似しており、粘度がしょうゆと同等以下で、残香の程度もしょうゆと同等以下である。

（ただし、焼き肉のたれ等食用油脂を使用しているものは再生利用に適さないことから、除外することとする。）

（5）ドレッシングタイプ調味料

しょうゆと比較的性状が類似しており、粘度がしょうゆと同等以下で、残香の程度もしょうゆと同等以下である。

中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会意見具申

- ・ なお、現行制度上プラスチック製容器包装と区分されているが、めんつゆやみりん風調味料が充てんされているペットボトルについては、消費者の分かりやすさの観点等から、ペットボトルの区分とし、識別表示もそれに合わせる事が適当である。

産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルWG報告書

- ・ みりん風調味料やめんつゆ等の容器のように従来プラスチック製容器包装と分類されていたものであっても、PETボトルとしての再商品化に支障がないものについては、容器包装区分を見直す必要がある。

参照条文

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（抜粋）

（定義）

第二条（略）

2～6（略）

7 この法律において「特定分別基準適合物」とは、主務省令で定める容器包装の区分（以下「容器包装区分」という。）ごとに主務省令で定める分別基準適合物をいう。

8～13（略）

下線は関係部分

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（抜粋）

（容器包装区分及び特定分別基準適合物）

第四条 法第二条第七項の主務省令で定める容器包装の区分は、次の各号に掲げるとおりとし、同項の主務省令で定める分別基準適合物は、次の各号に掲げる区分について、それぞれ当該各号に定める分別基準適合物とする。

一～四（略）

五 別表第一の七の項に掲げる商品の容器 商品の容器のうち、主としてポリエチレンテレフタレート製のもの（飲料、しょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのものに限る。）に係る分別基準適合物

六（略）

別表第一（第一条関係）

一～六	（略）
七	<u>商品の容器のうち、主としてポリエチレンテレフタレート製のものであって次に掲げるもののうち、飲料、しょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの</u> （一） 瓶 （二） （一）に掲げるものに準ずる構造、形状等を有する容器
八・九	（略）

P E Tボトルに充てんされる商品に係る流通の現状について

P E Tボトルリサイクル推進協議会のボトル用ポリエチレンテレフタレート需要実績（平成17年）調査によれば、調味料を充てんするためのP E Tボトル向けの需要は、酒類やしょうゆを充てんするための需要を上回っており、P E Tボトルに充てんされた調味料商品が現在広く流通していると言える。

（単位：トン）

現行のP E T区分容器に充てんされる商品	飲料（酒類以外）	509,684
	酒類	11,904
	しょうゆ	10,995
P E Tボトルに充てんされるその他の商品	調味料	12,291
	食用油	3,744
	洗剤・シャンプー	4,262
	化粧品	10,306
	医薬品その他	7,424
合計		570,610

（ ）商品には輸入品を含む。

また、業界団体からの聞き取り調査によれば、調味料商品の内訳は以下のとおりである。

調味料の内訳

（単位：トン）

みりん風調味料	1,077
食酢	51
調味酢	383
しょうゆ加工品	4,844
ドレッシングタイプ調味料	371
その他	6,102